

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none">・茅ヶ崎市スポーツ推進委員規則・茅ヶ崎市スポーツ推進審議会条例

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ基本法（抜粋） （スポーツ推進委員） <p>第三十二条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあつては、その長)は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。</p> <p>2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。</p> <p>3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茅ヶ崎市スポーツ推進委員規則 ・茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	・茅ヶ崎市文化スポーツ部スポーツ推進課所管に係る補助金交付要綱

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・茅ヶ崎市アスリート応援金支給要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会であって、市長が別に定めるものをいう。次条において同じ。）に出場する者に敬意を表するとともに、その活躍を期待して激励するために支給する茅ヶ崎市アスリート応援金（以下「応援金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。 (支給対象者) 第2条 市長は、次に掲げる者のうち、国際競技大会に出場する者であって、その競技活動が本市のスポーツの振興に特に寄与すると認められる者に対し、応援金を支給する。ただし、当該者が、応援金を支給しようとする日の属する年度と同一の年度又は当該年度の前年度に応援金の支給を受けたことがある者である場合には、当該支給を受けた年度及び当該年度の翌年度においては、応援金を支給しない。 (1) 市民（本市の出身である者を含む。次条において同じ。） (2) 団体（競技活動の主たる拠点を市内に有するものに限る。次条において同じ。）</p> <p>・はばたけ、子どもたち！スポーツ応援金要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、スポーツに関する全国大会又は国際大会に出場する者に敬意を表するとともに、その活動を応援するために支給するはばたけ、子どもたち！スポーツ応援金（以下「応援金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。 (支給対象者) 第2条 応援金の支給の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たす者とする。 (1) 次のいずれかに該当する者 ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある市民 イ アに準ずる者として市長が定める者 (2) 次条に規定する大会に予選会（都道府県大会以上の規模のものに限る。）の成績等による選抜により出場する者（大会の主催者が認める方法により、予選会への出場を免除された者を含む。） 2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する者は、応援金の支給の対象としない。 (1) 同一年度中に応援金又は茅ヶ崎市アスリート応援金を受けた者 (2) 教科学習など教育課程上の活動により次条に規定する大会に出場した者</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・スポーツ基本法 (都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等) 第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる</p> <p>・茅ヶ崎市スポーツ推進審議会規則 (趣旨) 第1条 この規則は、茅ヶ崎市スポーツ推進審議会条例(昭和37年茅ヶ崎市条例第3号)第3条の規定に基づき、茅ヶ崎市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (所掌事項) 第2条 審議会は、次に掲げる事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議するものとする。 (1) スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく事業の推進に関する事項 (2) 法第35条に規定する補助金の交付 (3) その他スポーツの推進に関する重要事項</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・茅ヶ崎市後援名義の使用承認に関する要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、法人その他の団体（以下「団体」という。）が主催する博覧会、展示会、講演会、記念式その他の行事（以下「行事」という。）における茅ヶ崎市の後援名義（団体が行う行事に対し、市がその経費を負担せず、単に茅ヶ崎市の名前により援助することをいう。以下同じ。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none">・ 茅ヶ崎市立小学校体育施設開放事業実施要綱・ 茅ヶ崎市立学校運動場夜間照明施設開放事業実施要綱

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	